

# 日本 EAP 協会規約

## 第 1 条：協会の名称と目的, 所在地

本組織の名称は、日本 EAP 協会とする。本協会は全米 EAP 協会の日本支部として EAP 専門家のスキルアップと情報交換の機会を提供するものである。会合内容は、共通の専門的関心、専門性の開発、トレーニングプログラムの開発、全米 EAP 協会プログラムの維持、社会資源などについての議論及び意見交換とする。

EAP とは、職場を基盤としたプログラムであり、以下の点で、次の 2 者を援助・支援を行うために構想された。1) 業務を行う組織全体が生産性の問題と取り組む場合に、これを支援する。2) 「従業員である相談者」が、個人的な問題を確認し、それを解決する場合にこれを支援する。ここで言う個人的な問題とは、健康、結婚、家族、家計、アルコール、薬物、法律、情緒、ストレスおよびその他の個人的な問題で、これらが業務の遂行に影響を及ぼす可能性があれば、その解決を援助する対象とする。

所在地：事務局を下記に置くものとする。  
〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2  
杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室内  
日本 EAP 協会事務局  
電話 0422-47-5512 (内線 3454)

## 第 2 条：協会会員

本協会会員は従業員援助に関する業務を一定時間以上担当していることが条件となる。  
EAP 専門家（産業医、臨床心理士、PSW、保健師等）  
EAP プロバイダー、企業及びその人事労務担当者、経営者  
関連領域の教育研究機関に在籍する教員・研究者・学生など  
本協会会員の資格は 1 年更新となり、会費および会計年は年度単位とする。

[個人会員] 従業員援助に関わるサービスを労働時間の 50% 以上（週 20 時間以上）提供している国内在住の全ての人を対象。

被雇用者、自営業者、雇用者、管理者に関わらない。

会員は全米 EAP 協会規約条項 3 と本規約条項 12 にしたがって会費を支払う。

[賛助会員] 日本における従業員援助支援団体（例：健康保険組合、労働組合、業界団体、企業・公的機関、市民団体など）が対象となる。

この申請においては 2 人の代表のみが会員として認められる。

[個人賛助会員] 従業員援助に関わるサービスを労働時間の 50% 以上（週 20 時間以上）従事していないが、今後 EAP に携わる予定がある、EAP を学びたい、EAP の普及・発展を支援したい人が対象。なお、個人賛助会員は国際 EAP 協会の準会員としては認められない。

[学生会員] 日本における EAP 関連諸領域大学・大学院の学生。なお、学生会員は国際 EAP 協会の準会員としては認められない。

すべての会員には入会時に個人会員は 2 名、その他会員は 1 名の日本 EAP 協会個人会員の推薦者を必要とし、役員による入会審査が実施される。

### 第 3 条：会議

総会は年に 1 回、役員会および委員会は適度な間隔をあけて、行われるものとする。

**投票権：**本協会の投票権は、個人会員及び賛助会員全員に与えられるものとする。

### 第 4 条：協会役員

本協会の役員は以下で構成される。

1. 会長
2. 副会長
3. 事務局長
4. 経理
5. 前会長
6. 監査

**役員推薦と選挙過程：**本協会は、役員を任命する為に 3 年に 1 度投票を行う。選挙手続きは以下のように定める。

- 1) 推薦期間 (他者推薦、自己推薦どちらでも構わない)
- 2) 会員による投票

役員は本協会の会員でなくてはならない。役員は各 1 名がそのポストに就くものとする。任期は 3 年とし、次の任期においても引継ぎ任務を担うことができる。会長には全米 EAP 協会の投票権を有す会員が就くものとする。

#### 各役員の仕事：

##### 会長：

1. 本協会の代表者である。
2. 全ての協会業務に関する会議と役員会の会議を主宰する。
3. 役員会の議長を務める
4. 役員会の過半数の承認により、各委員会の委員長を任命する。
5. 本協会から全米 EAP 協会地域役員 (Region) への連絡を行う。
6. その他の会長としての任務を担う。
7. 役員会が取り決めた、その他の任務と権限を担う。

##### 副会長：

1. 会長の欠席、及び任務執行に障害がおきた場合において、会長の任務と権利を代行する。
2. 役員が取り決めた、その他の任務や権限を担う。

**事務局長：**

1. 全ての協会会議と役員会議について時間の管理を行う。
2. 全ての協会会議についての通知に関する郵便を管理する。
3. 本協会の選挙権を有す会員に対する、役員選挙のための投票用紙郵送を管理する。
4. その他の書記長としての任務を担う。
5. 役員会が随時取り決めた、その他の任務と権限を担う。

**経理：**

1. 役員会と全米 EAP 協会の規約によって設定されたガイドラインのもとで働く。
2. 財務委員会の議長を務める。
3. 本協会の基金を管理する。
4. 年次総会予算案を準備する。
5. 本協会の財務状況についての年次報告を総会に提出する。
6. 会計としてのその他の任務を担う。
7. 役員が取り決めた、その他の任務と権限を担う。

**前会長：**

1. 全ての協議会議の議員を務める。
2. 役員会のアドバイザーとなる。
3. 倫理委員会の議長を務める。
4. 役員会の投票権を有する会員となる。

**第 5 条：議決方法**

本協会会議及び役員会議においては、出席者の過半数をもって可決とする。出席できない会員は、自署による委任状をもって、他の人に委任することができる。

**第 6 条：委員会**

役員会を含めた各委員会は会員の過半数をもって、定足数とする。

**第 7 条：委員会**

会長は、本協会の目的推進のために必要と判断される委員会を召集することができる。

**第 8 条：協会活動の財務**

本協会の費用は、会員の賦課金によってまかなわれる。ただし、他の追加資金は、賦課金以外として受領されてもよい。

**第 9 条：協会名とロゴ**

全米 EAP 協会の承認をうけた協会名やロゴを使用する。

## 第 10 条：規約の採択と改訂

本協会規約は、投票権を有する会員によって改正される。また、規約の改正にあたって必要であれば規約委員会が設立される。

### 投票権のある会員による改正：

年次総会もしくは郵便および E-mail による投票において、過半数の同意をもって規約の修正・廃止・追加の案が可決される。ただし、郵便による投票の場合は、投票の最低 6 週間前に全ての会員に通知するものとする。

会員によって承認された規約は、それらが施行される前に、全米 EAP 協会理事会を代表して、全米 EAP 協会規約議長及び国際地域委員長による承認を必要とする。

## 第 11 条：利害の対立

本協会役員や他の委員会に属している会員が、本協会で議題になる問題について、財務上、信託上、もしくはその他の利害関係を持つ場合、またはその恐れがある場合、利害関係について本協会もしくは委員会に報告しなくてはならない。また、その問題について投票を棄権するものとする。

本協会や委員会のメンバーの一部が利害関係を持つこと、またはその恐れがあることを知った者も、口頭もしくは書面で本協会や委員会に報告しなくてはならない。本協会もしくは委員会の該当する会員は、その問題について投票を棄権するものとする。

ある事柄について、本協会や委員会のある会員が、財務上、信託上の利害関係を持っている、またはその恐れがある、という要請に対して、本協会もしくは委員会は利害の対立が実際に存在するか否かについて投票し、決める。もし実際に存在すると決まれば、該当する会員は、その問題について投票を棄権するものとする。

## 第 12 条：会費

会員は全米 EAP 協会への会費の他に、会費を毎年 4 月に支払う。会費は、協会役員で設定される。

なお、1 年間会費納入が滞った際には自動的に退会したものとみなす。

## 第 13 条：特典

会員は本協会加盟の特典として、下記のものを得ることができる。

1. 研修の割引
2. 研究内容発表の機会
3. ニュースレターの受領
4. Exchange への寄稿
5. 協会会議に出席し、関係者とのネットワークを広げること
6. 全米 EAP 協会規約にしたがって、本規約が決められるような場合において、投票すること

平成 27 年 7 月 4 日改定